

## 墨田区告示第306号

別紙の者に係る後期高齢者医療保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているため、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和8年7月2日

墨田区長 山本 亨

【担当】

墨田区 区民部 国保年金課

電話 03 - 5608 - 8100

項番	管理番号	氏名
1	2-2-7-3	竹山 重子
2	2-2-8-4	竹山 重子